



就学援助制度のご案内

宜野座村では、経済的理由によって就学困難と認められる小学校・中学校に在学する児童生徒の保護者に対し、学用品費等を援助する制度がありますので、ご案内します。

1. 対象となるご家庭(次の2つの条件を満たす方が対象となります)

- (1) 宜野座村内に住所を有する児童生徒の保護者または宜野座村の小中学校に区域外就学している児童生徒の保護者
- (2) 経済的な理由で児童生徒の就学に困っている(次のいずれかに該当する世帯)
 - ① 生活保護を受けている世帯
 - ② 生活保護が廃止・停止された世帯
 - ③ 村民税非課税の世帯
 - ④ ひとり親家庭等で児童扶養手当を受給している世帯

※上記に該当しない場合でも生計維持者が長期療養や失業等による特別な事情により経済的に困窮している世帯については認定される場合がありますので、教育課までご相談ください。

2. 給付内容 (宜野座村基準額を限度に支給します)



・学用品費
・PTA会費
(全学年)



・新入学学用品費
(小1・中1のみ)



・修学旅行費
(小6・中2)



・給食費
(区域外就学者)



・医療費
(要保護者)

3. 申請に必要な書類

※昨年まで受給されており、継続して受給を希望される保護者も必ず提出してください。

- (1) 要保護準要保護認定申請書兼認定調書(様式第1号)
- (2) 所得課税証明書(原本) 令和6年1月1日時点 宜野座村外に住んでいた方
- (3) 住民票謄本(原本) 宜野座村外の世帯のみ

4. 提出先

児童生徒が在籍する学校の事務室へ保護者が直接提出

5. 問い合わせ先

宜野座村教育委員会 教育課(ふれあい交流センター)
☎098-968-8522

